

第四十一回国 参議院地方行政委員会會議録第四号

昭和三十七年八月二十八日(火曜日)

午前十時二十一分開会

出席者は左の通り。

委員長 石谷 憲男君

理事 小林 武治君
西田 信一君
秋山 長造君
市川 房枝君

委員

西郷吉之助君
園木 登君
館 哲二君
鍋島 直紹君
安井 謙君
湯澤三千男君
占部 秀男君
鈴木 壽君
林 虎雄君
松澤 兼人君
松本 賢一君
鈴木 一弘君
基 政七君

衆議院議員

修正案提出者 額綱 彌三君
修正案提出者 阪上安太郎君

國務大臣

自治大臣 篠田 弘作君

政府委員

内閣総理大臣 江守堅太郎君
官房審議室長 徳安 實藏君
総理府総務長官 藤田 義光君
自治行政局長 佐久間 暹君

事務局側

常任委員 鈴木 武君
会専門員 功君

説明員

自治省行政局長 松浦 功君
公務員課長

本日の会議に付した案件

○連合審査会開会に関する件

○地方公務員共済組合法案(第四十回国会内閣提出、衆議院送付)

○地方公務員共済組合法の長期給付に關する施行法案(第四十回国会内閣提出、衆議院送付)

○激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律案(第四十回国会内閣提出、衆議院送付)

○委員長(石谷憲男君) たいだいまから地方行政委員会を開会いたします。初めに連合審査会開会についてお諮りをいたします。

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律案につきまして、災害対策特別委員会と、明八月二十九日午後一時連合審査会を開会することにいたしました。御異議ございませんか。

○委員長(石谷憲男君) 御異議ないと認めます。

○委員長(石谷憲男君) なお皆様様に申し上げますが、先刻の委員長及び理事打合会におきまして、当面の委員会の審査日程を決定いたしました。御異議ございませんか。

○委員長(石谷憲男君) それでは、本日の議事に入ります。地方公務員共済組合法案、地方公務員共済組合法の長期給付に関する施行法案の両案を一括して議題といたします。

前回は続き、質疑を行ないました。御質疑の方は、順次御発言を願います。

○鈴木一弘君 公務員共済組合法についてですが、これは政務次官にちよつとお願ひします。

今度ので、ばらばらのが一つになるわけですけれども、国民全体の上から考えると、厚生年金、国民年金というような方向から見ますと、非常にその点は有利なような条件になるわけですけれども、この間の一きこのうの予算委員会、あるいはこの前の国会の答弁でも、まあ調整していきたいという方向を示されているようにすけれども、その点についての見解をちよつと承っておきたいと思ひます。

○政府委員(藤田義光君) 御指摘のとおり、従来の恩恵的な給付制度が社会保険制度としての前進を始めたというところは、われわれとして非常にプラスである、このように考えております。

○鈴木一弘君 プラスというまあお考へのようにすけれども、将来調整していくということ、自治省側として、厚生省等に働きかけて統一した社会福祉制度、社会保険制度に持っていく

こうという考へなのかどうかということですね。そういう根底があるかないか。

○政府委員(藤田義光君) その件に關しまして、現在社会保険審議会で検討中でございます。順次整備されていくものと確信をいたしております。

○鈴木一弘君 消極的でなくして、積極的に呼びかけていくかどうかという点についてはどうですか。

○政府委員(藤田義光君) 何分にも初めの総合的な法案でありまして、われわれとしまして、この法案が万全とは考えておりません。しかし、この法案が通過いたしました暁におきまして、十分社会保険審議会等にも強力で働きかけまして、法案の理想に近づこうに努力したいと考えております。

○鈴木一弘君 今のでだいた了解したのですが、結局ばらばらなのを一つにしていったということ、統一の方向に進んでいると、こういうふうな努力していくと解釈していいですね。

○政府委員(藤田義光君) そのとおりでございます。

○鈴木一弘君 この前の、前国会でのいろいろな審議を――委員会の審議を見ましたのですけれども、まあ勤務条件その他いろいろのものが違う。まあそういう面から、国民年金等と一緒に方向になかなか持っていけないような答弁だったのですけれども、その点の危惧なんかも払拭されて、まあ将来、ということになりすけれども、まあそういうものが払拭されていると、そして近

い将来にというふうな考へていいわけですね。

○政府委員(佐久間暹君) 御指摘の点につきましては、お話のとおり厚生年金あるいは国民年金よりも公務員の共済制度の方が給付の内容その他につきましては、はるかによくなっております。しかし政務次官が御答弁になりましたように、将来の方向といたしましては、共済制度も、厚生年金その他の社会保険全体につきまして総合調整をするという方向は、そのとおりの方角と私も考へております。ただそれだけの制度につきまして、これまで長い間の沿革もございまして、短い期間のうちに総合調整が必ず実現するということにはならないのではなからうか。方向といたしましてはそういう方向に進むべきものと存じておりますが、実現はそう簡単にはいかないのではなからうかと、このようにならうに存じております。

○鈴木一弘君 公務員と国民との間の問題ですけれども、公務員というものが公僕であるとか、そういうふうにいわれておりますし、当然国民におくられて楽しむというふうな立場に立っていただくべきはほんとうであると思うのですが、そういう意味では、これは非常に時間がかかるというのではなくて、せっかくならうという方向を打ち出すと、そういうことが望ましいわけですが、その点についての見解を承っておきたい。

○政府委員(藤田義光君) 御指摘のよう

に努力いたしますと存じております

と存じております

と存じております

と存じております

と存じております

が、その点に關しましては、前国会におきましても当時の厚生大臣灘尾氏から相当詳細に答弁している点で御了解とは思いますが、なるべく早い機会に、総合調整の実をあげたいと考えております。

○市川房枝君 地方公務員共済組合法の第二条に、「常時勤務に服することを要しない地方公務員のうちその勤務形態が常時勤務に服することを要する地方公務員に準ずる者で政令で定めるものを含むものとする。」ということになりますか、御説明願います。

○説明員(松浦功君) 御承知のように地方公務員法では、常時勤務する者、常時勤務しない者、両方とも法律の適用範囲といたしておりますが、この法律では、ここに書いてございますように、常時勤務に服することを要する地方公務員というものを原則として対象にすることにいたしました。対象にするにいたしましたしまして、常時勤務に服さない、いわゆる非常勤職員でございまして、その勤務の実態が常勤職員に準ずる者であるものは、できるだけこの制度の中にとり込んでいくという考え方で、政令で一定の基準を定めまして、そういうものは全部この制度の適用を受けさせてやりたいと、こういう趣旨でございまして。

○市川房枝君 具体的にいつてどういふ者がございますか。私具体的にひとつ伺いたいのは、売春防止法の第三十五条で、婦人相談員というものを売春防止法によって置くことになっておるのでありますが、これは全国約五百人ぐらいでございます。それで法律の第三十五条の第四項には、「婦人相談員は、

非常勤とし、社会的信望があり、かつ、前項に規定する婦人相談員の職務を行うに必要な熱意と識見をもつている者のうちから、都道府県知事又は市長が任命する。」と、こういうふうにあるのであります。そして東京都の民生局がそれについて、説明をしておるのであるが、婦人相談員は都道府県または市の非常勤の特別職の地方公務員であつて、「都道府県知事又は市長が任命する。」と、こういうふうにあるのであります。これは共済法の中に入りませうか、今の第二条の。

○政府委員(佐久間運君) 婦人相談員の勤務の実態につきましては、必ずしも都道府県によりまして同一ではないように承知をいたしております。そこで、この政令で定めます時期におきましては、主管省である関係都道府県の勤務の実態をよく調査をいたしました。先ほど公務員課長から申し上げましたような勤務の実態が常時勤務に服するような状態にあるものでございませうれば政令で定めることといたします。そして、そうでなければ定めないといたすようにそれぞれ実態を検討した上で政令段階で定めることといたしたいと思います。

○市川房枝君 今のお答えによりまして、地方の府県によって違うのだ、ある県によってはこの共済法の適用を受けるけれども、ある県によっては受けられないと、そういうことになりませうか。

○説明員(松浦功君) 政令では、国家公務員共済組合法の政令で定めているのと同じような要件を規定するつもりでありますが、具体的に申し上げますならば、常時勤務する職員について定められている勤務時間以上に勤務した

日を引き続いて十二カ月をこえるに至つた者で、そのこえるに至つた日以後引き続き当該勤務時間をこえて勤務することを要することとされていられるもので、しかも受け取ります報酬が五千六百円以上の者という事で定めたいと思つております。具体的に婦人相談員の場合には、給料のほうはまず問題ないと思つておりますが、勤務時間がたして常勤職員に定められていると同じような勤務状態をしいられているかどうかという点の判断になるのではないかと思つております。したがって、ある府県の婦人相談員の勤務命令状況と、ある府県の婦人相談員の勤務命令状況とが違ひますれば、ある府県の婦人相談員は加入するけれども、ある府県の婦人相談員は加入しないと思つております。

○市川房枝君 県によって違うということ、扱ひが違つてくるということとは問題だと思つておりますが、現在の実例をちょっと申し上げますと、婦人相談員は東京都においては四日勤務なんです。それからたとえば神奈川県横浜市では午後三時まで、時間が。そうして五日勤務にしております。そして現在、この法の適用以前の現在で申し上げますと、横浜市では五日ということになるわけですが、そしてこれは常勤として扱つて、今まで普通の職員と同じことの扱ひをしておるようございませう。現在そういうちょっと違ひがあるのございませうけれども、私のほうから言つて同じ仕事をしておるわけであつて、その待遇が県によって違うということとは少し困るので、これは一様になるようにしていただきたいと思つたのですが……。

○説明員(松浦功君) ただいま御指摘がございましたように、政令で常時勤務に服する職員と同じように勤めているといふことは、一日八時間実働の二十二日というのを基準に置いておられますので、一週間に四日しか勤務を命ぜられていないようなところでは、これはいかようにもならない。この組合には加入できない。しかし、一週間に六日、日曜日を除いて全部勤務するといふような勤務形態になっておるならば、これはこの組合に加入することが可能になるということになるかと思つております。先生おっしゃられますように、確かに同じ職種の者が県ごとにまちまちになることは好ましいこととは考えませんけれども、やはり週に四日勤務する者と週に六日勤務する者との間には給料の差があつても仕方があるかと思つております。こういうものにつきましてはなにかあることも仕方がないのではなからうか。同じように六日勤務といふふうな定められておる方が、片一方では入れない、そういう扱ひは私どもは根絶するように努力して参りたい。しかし、勤務形態がはつきり違うものについては、あるものは入り、あるものは入らないというものは、これはやむを得ないと思つております。

○市川房枝君 ただいま申し上げました横浜市の場合には、五日勤務で時間が八時から九時、九時から、午後三時までというのですが、それは常勤に入れるということが間違つておるまいか。

○説明員(松浦功君) 五日勤務で一日六時間でございませうと、二十二日勤務という格好にはならないと思つております。

入れておるのが法律をややこえた取り扱ひではないかと思つております。

○市川房枝君 これは東京都の婦人相談員の場合ですが、今まで健康保険組合に入つておるのです。ところが、今度この共済組合法ができませんと、健康保険組合から除外されることになるのではないかと心配をしておるのですけれども、それはどうなんですか。

○説明員(松浦功君) 東京都は現在短期給付は健康保険組合で運営しておりますので、健康保険組合をそのまま存続することはこの法律で認められております。存続いたしますれば、健康保険組合とこの法律とは全然無関係でございませうから、今までもお健康保険組合に加入しておることは可能であるかと思つております。これは健康保険組合がかりにこの法律の附則の趣旨に基づきまして解散をいたしまして、短期給付についてもこの法律の適用を受けるということになりますと、それらの方々は健康保険組合がなくなりまして、政府管掌の健康保険に移るといふことになりませうかと思つております。

○市川房枝君 今の健康保険の問題は東京ばかりでなく、地方でも約全体の五〇%くらい健康保険に入つておるらしいのです。それで新しい法律ができるために東京都ばかりでなく地方でもその心配をしておるのですが、こういうこの法律自身はいろいろないところ、がたぐさんありますけれども、この法律ができることによつて、今まで受けていた恩恵といふものが、利益といふものが、そういうものがなくなる、何かそれを救済するというような方法はないものでしょうか。

○説明員(松浦功君) 五日勤務で一日六時間でございませうと、二十二日勤務という格好にはならないと思つております。

○説明員(松浦功君) 健康保険組合の対象者と、ここで新しく御審議を願っております共済組合におきまします対象者の範囲が食い違っておるのでございませぬ。健康保険組合法のほうをゆるく、ずっと広い範囲になっておる。と申しますのは、この法律は年金というものを中に含んでおりますので、いわゆる常勤でない職員は排除していくという趣旨があるからでございます。そういう関係から、移行の際に若干の問題が起るかと思はれますが、健康保険組合が解散いたしましたも、政府管掌の健康保険というものは当然そのまま別の格好で作れるわけでございませぬ。それから、そういう格好で救済させるを得ないのではありませんかと考えております。

○市川房枝君 私、今婦人相談員だけのことの問題にしたのですけれども、ほかにもそういう、今度の法律によって今申したような今までの恩恵が受けられない。国の管掌の組合を組織すれば別だけれども、だから、そういう不利益になるもの人数についてお調べになっておりますか。

○説明員(松浦功君) この法律では健康保険組合を組織して健康保険組合に加入しておられる、ところが、そのままこの法律の適用を受けないで、健康保険組合の格好で存続していくことを認めております。したがって、健康保険組合を解散してこの法律に移り移るといふものについてだけ問題が起るわけでございませぬが、健康保険組合をつぶしてこの法律に移るといふところは、私どもの聞いておる範囲ではほとんどございませぬので、具体的にはそういう問題がはたして起るかどうかが起りました場合には、ただ

いまの御趣旨をよく拝聴いたしました、政府管掌の国民健康保険等にも手厚く移れるように、十分厚生省とも連絡をとりながら指導して参るよう心がけたいと考えております。

○小林武治君 大臣に一つお聞きしておきますが、非常に大事な問題で、実は組合の資金の使用問題、組合の資金は組合員の福祉の向上あるいは行政目的の達成、こういうふうな書いてあります。これらの具体的内容について例示でもされるつもりであるかどうか、その点はどうか。

○國務大臣(藤田弘作君) 組合の余剰金の運用については、政令でもって具体的に例示することになっております。

○小林武治君 ですから、こういうものというものを具体的に例示しになるつもりであるか、どうかということになります。

○國務大臣(藤田弘作君) そうであります。政令の内容になるか、もしもありませんが、行政目的の達成、こういうことについては地方債の引き受けとか、あるいは公営企業金融公庫の債券を引き受けるか、そういうことができるかどうか。

○國務大臣(藤田弘作君) そういうこともやることになっております。

○小林武治君 その形はどんなふうにするか。あるいは市町村団体に直接貸し付けるか、県に貸し付けるか、どんな形において……。

○政府委員(佐久間彌君) 貸し付けの方法によつていたしますことが普通の状態だと思はれます。

○小林武治君 これは大臣もぜひ一つ含んでおいていただきたいが、要するに教員住宅あるいは警察の住宅あるいは職員の住宅、これが非常に不足しておるが現状でありますので、この資金を相当程度ここに回して活用できるようにしてもらいたいし、そのことは政令にも、ひとつぜひ住宅建設というふうなこともはっきり具体的に書いてほしいと思はれますが、どうですか。

○國務大臣(藤田弘作君) 承知しました。占部秀男君 審議会の問題はまたあとにして、こまかい点についてちょっとお聞きをしておきたいと思はれます。今小林先生から金の問題で、使いた方が問題なんかも今話がありました。今度この法を施行するにあたって、従来の適用除外の都市で、あるいは町村で、恩給組合の金を持っておるわけですね、現在積立金を持っておる、この金についてはどういうふうなお考えを持っておりますか。

○政府委員(佐久間彌君) 都市職員共済組合が積み立てる積立金の運用の問題でございませぬか。

○占部秀男君 いや、現在まである条例組合あるいはこの施行以前のやつです。

○政府委員(佐久間彌君) この法律施行前のものにつきまして、適用除外の市がそれぞれやっておるものでございませぬ、それはその市の今まで一般会計でまかなつておられますから、この法律とは関係ございませぬ。

○説明員(松浦功君) ただいま局長からお話がございましたが、一般会計で運営しておいたものについては積立金がないのでございませぬ、問題はございませぬ。積立金方式をとつておりましたところの積立金については、この法律では何ら手を触れておりませぬ。したがって、新しく共済に引き継ぐ義務がございませぬ。ただ実際問題といたしましては、当該市が相当額追加費用を今度取るわけでございませぬ。また、そのために積み立てられてきた金でございませぬので、行政指導として、できるだけそれらの金を特別会計として留保しながら運営をして、その金で追加費用を払うようにしていただいたならば、一番財政的にも問題がないのではないかと。一気に取りかすして一般会計で使つてしまふということになりますと、財政規模の激変という問題も起つて参ります。これらの問題についてはある程度考慮を願いたいというところを申し上げておるわけであります。

○占部秀男君 そこが問題なんです。これはこの法にも関係がないものですか、地方でどういう使い方をしてもよろしいという建前になっておる。それだのに行政指導というか、何というか、そういうもので、追加費用のほうになるべく回してもらいたい。そういう指導をするというところでしよう。そうすると、この法に何ら関

係のないものの使い方を自治省のほうで規制するということになるのです。規制するということによればいいのですがね。結果的には現在の積立金を持っておるその組合の組合員にとって非常に迷惑な話です。つまり追加費用の問題は、これはこの法で定められた問題であつて、この法を施行する場合には当然従来の市なんかは、それを一般会計から出さなければならぬという覚悟でこの法ができておるわけですね。その点は市長会なり町村長会なりでも行って聞いたけれども、大したことではないのだから大じょうぶだ、という話をしておりましたが、いづれにしてもそういう気持で市長なり町村長なりがいるわけですね。ですから積み立てた金は何としてでも従来の歴史的な経過からして、小林先生から言われたように、職員住宅が足らぬ、これは早急にやらなければならぬ問題です。ここに使いたいという気持はほとんど持つておる。それを何か行政指導という形で措置をされると非常に迷惑なことです。行政指導と一言に言いますけれども、この組織は、今度の現在の修正されたこの運営からいへば、率直にいうと、課長もくろうと中のくろうとだからよく御存じだと思はれます。自治省からこうやれと言われればそれ以外にやる手はないのです。市町村としては、市町村としてはあんなの光が光つておると、そのとおりにやるということになる。だから、その点は明確にしておいてもらいたいと思はれます。

○説明員(松浦功君) これは私どもが申し上げましたことを非常に強くおとりいただいたかもしませんが、御承

○秋山長造君 その点、若年退職を助長する趣旨でないことは、これで明確になったのですが、同時に若年退職を助長する趣旨のものと解すべきでないことは当然である、これは当然だと思ふのですが、その点は政府のほうも同じような方針でおやりになるものと受け取っていいですね。

○政府委員(佐久間運君) その御趣旨を十分体して運用して参りたいと思ふます。

○秋山長造君 その点は、若年退職を助長する趣旨でないことは、これで明確になったのですが、同時に若年退職を助長する趣旨のものと解すべきでないことは当然である、これは当然だと思ふのですが、その点は政府のほうも同じような方針でおやりになるものと受け取っていいですね。

○秋山長造君 その点は、若年退職を助長する趣旨でないことは、これで明確になったのですが、同時に若年退職を助長する趣旨のものと解すべきでないことは当然である、これは当然だと思ふのですが、その点は政府のほうも同じような方針でおやりになるものと受け取っていいですね。

○政府委員(藤田義光君) そのとおり守っていききたいと思います。特に修正者の意向を尊重して御質問の趣旨に沿いたいと思ふます。

○秋山長造君 この点は、特に女子教職員なんかの場合には参議院の審議段階でも、むしろ、この女子教職員のことが中心に論議されたくらい論議された。衆議院でもおそろしくかけはさういふところがきつかけであつたらうと思ふます。ところが、きょうは文部大臣も見えておられないわけですから、文部大臣なんかは真正面からこゝういふ席で聞きますと、女子教職員なるがゆえに若年退職を強制されるというふうな事実はないと、こゝう一応否定されるのですけれども、しかし地方の教育委員会等で実際にやっておられる人事の実態というものは、やはりこの衆議院修正を必要とするような実態なんです。

○政府委員(藤田義光君) ええ、実は明日九時から政務次官会議がありまして、各種委員会の御質問の趣旨のうちで、特に論議すべき事項は随時論議して各省の意思の疎通をはかっておりますが、ただいま秋山先生の発言、あしたの政務次官会議にも強く発言しておきたいと思ふます。

○秋山長造君 それから、そもそもこの衆議院修正が行なわれたというのには、これはもとを言いますと今度の減額退職年金という新しい制度そのものに相当問題があり、無理がある。明治

以来何十年來続けられて、一つの確立された原則になってきておる若年停止方式というものを一挙にやめて、そうして減額退職年金という別なものに切りかえていこうとするところに問題があり、無理がある。そこで前国会での参議院段階でも非常に論議され、この問題については与野党を通じてとにかく減額退職年金という問題はもう一度再検討すべきだ。あるいはそれを十分緩和をして、不利にならない。当事者の利益が——既得権が守られるような方法を十分研究すべきだという結論になっておる。そういう附帯決議もついております。それから今度の修正をやられた上に、さらに減額退職年金制度は国家公務員共済組合法等とともに再検討すること。こゝういふ附帯決議の附帯決議がついておるわけですが、この問題については、こゝういふように衆参を通じて非常に論議の焦点になり、そしてそれぞれにはほぼ同趣旨の附帯決議がついたので、それだけに非常に国会の意思としてはこれはもう一つの確定した強い意思だと思ふのですが、政府のほうは今後どういふように対処されるおつもりか、ついでにお尋ねしておきたいと思ふます。

○政府委員(佐久間運君) おっしゃいました御質問につきましては、前国会での御審議の過程におきましても十分伺つておりますし、また今回の衆議院の御修正の段階におきまして、減額退職年金制度を若干停止制度に改めるといふ制度の基本に触れたものはこの際はないけれども、将来の問題としてはよく検討するようにという御意も伺つておりますので、これは国家公務員共済組合法あるいは公共企業体共済組合法と皆関連をいたす問題でございますので、政府部内、関係省庁と将来の問題としてよく意見の調整をはかり、検討をして参りたいと思つております。

○占部秀男君 こまかい点ですが、臨時職員です、市町村によって臨時職員の扱い方が違つておるところがあるんですね。従来共済組合の組合員として、そうでなかつたりという形がとられておるわけですが、この臨時職員であつた過去の、何というか、期間の措置の問題なんですが、これは共済組合に入つておるものはいわゆる附帯決議の問題なんですか、その点だけ。あとまた午後やりますか……

○説明員(松浦功君) 共済組合制度の適用を受けておる者については、これは問題ございません。共済組合制度の適用を受けない者については、これは厚生年金に入れないわけでございます。したがつて、これらの者は過去の期間は一切職員という扱いはできないことにならうかと思ふます。

○委員(石谷憲男君) 午前中の質疑はこの程度にいたしましたして、午後は一時三十分再開することにいたしましたと思ふます。

それでは、これにて休憩いたします。

午前十一時五十二分休憩

午後二時二分開会

○委員(石谷憲男君) 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

共済関係二法案について質疑を行ないます。

御質疑のある方は順次御発言を願います。

○秋山長造君 施行法の二条三項の問題になつておる「昭和三十七年一月一日以後になされた退職年金条例又は共済条例の改正に係るものを含まない」とする。この規定なんです、こゝういふ規定を特に設けられた趣旨なり理由なりをお伺いしたいと思ふます。

○政府委員(佐久間運君) お答えいたします。

この法律によりまして新しい統一的な年金制度を作るわけでございまして、過去、この施行法におきましては、過去の地方公共団体の条例等によりましていろいろの既得権を保障するたぐひの経過措置を規定をいたしてあるわけでございまして、その経過措置を規定いたしました場合に、ある一定のときを押しまして、そのとき現在で効力を有する条例によるものをこの法律によりまして既得権を認めていくということにいたしましたわけでございまして、一月一日と申しますのは、御承知のように、この問題につきましては多年の懸案でございまして、昨年十二月の三十日に予算案を政府といたしまして閣議で決定をいたしましたし、それによりまして、この年金制度の改正を実施をするという方針も政府としてきめたわけでございまして、この施行法の内容につきましては、その前から、こゝういふような内容のものを検討していらんだというところは自治省の試案といつたしまして発表いたしましたわけでございますが、予算がきまると同時に、内容につきましても、事実上こ

ここで固まったわけでございます。そこで、そのときを押えまして、そのとき現在の条例をもとにいたしまして経過措置を規定する、こういうことにならしたわけでございます。

○秋山長造君 ただ、まあ予算の決定だとか、政府の四十国会提案の方針等が決定したというのは、いわば政府部内の便宜上の問題であって、従来各自治体によってそれぞれ独自の共済年金制度を持ってきたわけなんです。しかも、それが千差万別であって、非常に条件のいいところもあれば悪いところもある。とすれば、いいところはますますよくして、こうという努力をされるのは当然だろうが、特に低いところはできるだけ職員待遇改善の一環としてこの年金制度を改善して、こうという努力をすることは当然なんです。

また、おそらく自治省としてもそういう指導をされてきたはずなんです。だから、地方の自治体がその線に沿って、そして独自にそういう改善の努力をしてきたものを、いきなり頭から一月一日以後はいかぬというように押しつけてしまおうというのは、どうも客観的に無理があるんじゃないかという気がするので、せめてこの法律の公布された日から後は、もう新しい法律ができたんだから、だからその後にあわてて条例改正等をやったものは、それは除くということなら、理論的にも実際のにももっともだという納得ができるのですけれど、一月一日でただ政府の部内の都合ということだけで切ってしまうということはどうも非常に無理がある。理論的にも無理があるんじゃないか。いわば地方自治法で保障された地方の自治制といいますが、

自治権といいますが、それを一方的に侵害するということか、踏みこむというか、そういうものを免れぬのじゃないかという気がするので、どうも一月一日ということでも切ってしまうのは、いやな感じがする。理由が私はないのじゃないかと思ふので、どうですか。

○政府委員(佐久間運君) 先ほど申し上げましたように、従来地方公共団体を統一をいたしまして、しかも統一をされた制度は社会保険の一環をなすもので、強制適用するのだ、そういう一つの制度を作ることになるわけでございます。経過規定、既得権の尊重のためのいろいろな措置をきめます。きまして、やはり技術的に見ましても、一定の時日を尊重して、そのとき現在におけるものを尊重して、こう、こういう扱いをいたしませんという、規定自身も公正な規制ができないことになるわけでございます。実は法律の案がもう固まりまして、近く提案になるということで、地方のほうからは、その法律が成立する前に改正をしたんだがどうかというような内々の照会も、私どものほうにあったのでございますが、新制度ができる直前に従来条例を急に変えるということになりまして、統一的新しい制度に移行いたしますにつきまして、取り扱いは公正になるということを心配いたしましたので、そうした照会をいたしました。参りました向きにつきましては、新制度ができる前にそうした改正をやることは困るということを申しまして、そ

のような私どももいたしても指導をいたしてきただけでございます。でございます。それから、個々の地方公共団体の対する取り扱いを公正にするという見地からいたしても、ちょうど案が固まりました一月一日を押えまして、この法案全体を立案いたしましたわけでございます。私どももいたしましては、これは適切な措置であろうというふうな考えでおるわけでございます。

○秋山長造君 一月一日以後の条例改正等は認めないという指導を事実おやりになったんですか。どうですか。その点をばっちりしていただきたい。

それから、なるほど政府の方針が十二月の末に一応固まったからというのと、なんですけれども、これはまあこの際だけじゃないんで、従来何回も固まっては結局たんばでくずれ、固まってはくずれ、それでまあ今日に及んだわけなんです。ですから、そういう今局長のおっしゃるような論法でいけば、以前のときにもやっぱりどうかで時期を切って、それ以後やっただけは、いわば便乗的な改正じゃないかということでは非難を受けるということになります。そのための経過措置ということなりました。一月一日以後に行なわれた改正は、絶対的に対抗は、いかぬという事は、きびしく過ぎるし、それから理屈も私は通らぬのじゃないかと思ふんです。どうも何回も同じことを言うことになりまして、そうお考えにならないですか。

○政府委員(佐久間運君) 先刻も申し上げましたが、ばらばらでございまして、非常に不利不便のありました地方公務員に関する年金の制度をこの際統一をして、内容も国家公務員に準じたよりよいものにして、こう、

政府の方針が固まったからといって、この法案が必ず四十国会で成立するかどうかというところは、当時としては必ずしもはっきりした見通しがあったわけでは、ないんじゃないか。現に四十国会では成立しなくて、今国会に持ち越しておるといふ状態なんです。その点をあまりきつくと一月一日ということにこだわって、あまりきつくと規制しているというところは、主観的にどういう意図であったにしても、とにかくそれぞれの自治体それぞれ自治体の職員の待遇改善という趣旨から条例改正をやったことには間違いはないことなんです。それとすれば、別に組合員に罪があるわけじゃないし、それからまた条例改正をやったことはいかぬ条件に持っていたということも、当然のことだし、これは奨励されるべき、ほめられることであって、もう非難されるべきことじゃないと思ふんです。いろいろな組合の既得権というものを十分尊重する、できるだけ尊重することから、その趣旨から言っても、たまたま一月一日以後に行なわれた改正は、絶対的に対抗は、いかぬという事は、きびしく過ぎるし、それから理屈も私は通らぬのじゃないかと思ふんです。どうも何回も同じことを言うことになりまして、そうお考えにならないですか。

○政府委員(佐久間運君) 先刻も申し上げましたが、ばらばらでございまして、非常に不利不便のありました地方公務員に関する年金の制度をこの際統一をして、内容も国家公務員に準じたよりよいものにして、こう、

制度の改正を立案いたしております。でございます。それから、それをその直前に各地方公共団体が、また、さらに条例でばらばらな措置をなされるのを、そのまま放置しておくということでは、新制度の発足をスムーズにいたしません。趣旨からいっても好ましくないではないか、かような考えに立って、お聞きいたします。もちろん今までも何回も提出すると言つては、伸ばしておいたではないかと、こういうお話でございます。過去におきましては、自治省が、過去におきましては、自治省が、過渡措置を提出するつもりで準備を進めておりましたけれども、政府全体といたしましては、予算もきまり、来たるべき国会に提出するつもりでございまして、政府といたしまして正式にこの案を国会に提出するということになりました。これは今回が初めてなわけでございます。そこで、一月一日という時期が一番いいかどうかということになりまして、これは若干御議論もあろうかと思ふますが、私どももいたしましては、先刻申し上げましたような理由からいたしまして、この時期を押えまして、そうして経過措置の立案を――立案の内容につきましては、そのときすでに固まっております。その前自治省の試案として各方面にもいろいろ御批判もいただいております。政府部内だけで急ぎまして、ほかは知らなかったというところを、ほかは知らなかったわけでございます。

○秋山長造君 前段の地方団体に対して、かねがねそういう指導をしてきたはずだというお話があったんですが、

制度の改正を立案いたしております。でございます。それから、それをその直前に各地方公共団体が、また、さらに条例でばらばらな措置をなされるのを、そのまま放置しておくということでは、新制度の発足をスムーズにいたしません。趣旨からいっても好ましくないではないか、かような考えに立って、お聞きいたします。もちろん今までも何回も提出すると言つては、伸ばしておいたではないかと、こういうお話でございます。過去におきましては、自治省が、過渡措置を提出するつもりで準備を進めておりましたけれども、政府全体といたしましては、予算もきまり、来たるべき国会に提出するつもりでございまして、政府といたしまして正式にこの案を国会に提出するということになりました。これは今回が初めてなわけでございます。そこで、一月一日という時期が一番いいかどうかということになりまして、これは若干御議論もあろうかと思ふますが、私どももいたしましては、先刻申し上げましたような理由からいたしまして、この時期を押えまして、そうして経過措置の立案を――立案の内容につきましては、そのときすでに固まっております。その前自治省の試案として各方面にもいろいろ御批判もいただいております。政府部内だけで急ぎまして、ほかは知らなかったというところを、ほかは知らなかったわけでございます。

○政府委員(佐久間強君) この問題につきましては、実は自治省といたしましては、当初試案の中にこういう制度を設けることにいたしておりました、その方向で検討をいたしておりましたのでございます。しかし、立案の過程におきまして政府部内で関係省との間で意見の調整ができませんで、この御提案いたしましたものの中にはこれを除いておるわけでございます。で、関係省との間の意見の食い違いの問題は、一つは厚生省でございますが、厚生省は、共済組合は公務員のための組合ではないか。そこで、公務員の身分を保持しているものについてだけを対象にすべきであって、ここにあげられておられますようなものは、言うならば公務員ではない。したがって、それをそのまま拡張することについては反対だ。で、反対の理由といたしましては、この公務員じゃない一般のこういう職員につきましては厚生年金制度でいくべきじゃないか。で、現在厚生年金制度が、給付の内容が公務員の共済組合よりも悪いならば、ならばといいますが、悪いことは認めるが、それならば厚生年金制度の給付の内容を改善するという方向で努力すべきではないかと、まあこういうのが厚生省の御意見のおもな点であつたのでございませう。

な おまた、大蔵省は、財源、それからこの制度の内容について技術的にもまだいろいろと疑問点があるというふうなことで、これまた十分な了解を得るまで時間的にも余裕がなかつたやうな状況でございます。

○鈴木壽君 大臣がおらなくなりまして、局長、これはひとつ大臣にもお伝えしたくないのでありますが、今までのいろいろな法案に附帯決議というものがつきました。これは私、冒頭に申し上げましたように国会では単に気休めとかセステューとかではないのですから、それはあるいは立案者と、最初の立案の当局の方々からすれば御不満の場合もあるかもしれませんけれども、やはりどうしてもその決議の趣旨を生かしたその後の御改正なり、そういうものがとられなければならぬと思うのです。ただ、従来、大臣が、たゞいま聞いたような最大限の努力を約し、近く実現できるような答弁をしておきながら、二年たつても三年たつてもこれが生かされぬという例がずいぶんあつたわけなんです。おそろしく今回は、そんなことはないだろうと思ひますけれども、私はやっぱりこの問題、先国会においてもこういう附帯決議がつけられ、さらにもこの国会においてもまた同じものがついている。また、先国会において参議院のこの委員会でもつきました附帯決議もほぼ同じような趣旨の項目が並んでおると、こういうことからしますと、これはぜひ、いろいろなめんどろな問題も私はあると思ひますが、そういう問題を克服して早急にひとつ決議の趣旨を生かして、こういうことをぜひやってもらいたいと思ふのであります。これはひとつ実は、大臣にもう一回念を押しておきたかったのですが、政務次官がおられますから、委員長、政務次官にま一つ申し上げまして……。先ほど私は、大臣に附帯決議について二、三お尋ねしたわけでありまして、今そのお尋ねした項目につきまして承りました。

たしました。ただ、全体としてそういう努力をなさると十分尊重しますと、こうおっしゃっていながら、過去にはそれが二年たつても三年たつても四年たつても生かされなかつた。また、委員会に同じような決議が繰り返される、こういう例がございました。この問題、これは繰り返して申しますように、単なる気休めとか何かそういうことでなしに、ほんとうにこの法を生かす、それによつて多数の公務員の方々の福祉のために少しでもよいものをやうにしていきたい、こういうところから出たそれなんです。ですから、これはぜひ早急に、いろいろな困難な問題があることは予想されますけれども、早急にひとつ御検討なさつて、この決議の趣旨の実現のために最大の努力をしていただきたい。できればこの次の通常国会あたりには、私はその期限までに法改正ということは望みませんけれども、あるいはできないかもしれないが、ある程度の方角ぐらゐは示される、こういうことを望んでおるわけでありまして、そういうことにつきましてひとつ政務次官からもあらためてお考えをお聞きしたいと思ふ。

○政府委員(藤田義光君) 大臣から御答弁申し上げたかと思ひますが、私も、この法案は何分にも従来乱立しておりました多数の法律を集大成したものでありまして、将来是正すべき点が多きでございまして、将来是正すべき点が多きでございまして、追加費用としまして八千数百億を必要とするという点でございまして、そういう財源問題等も一応現在のところ地方財政でめんどうを見るということになっておりますが、国庫負担等の関連において相当大きな問題になるかと想像いたしております。そういう際におきまして順次実施しました結果に基づいて是正して参りたい。附帯決議の趣旨に關しましては、もちろん現実一つ一つ具體化するよう努力を続けて参りたいと、かように考えております。

○秋山長造君 前の問題に返ります。が、さつき大臣はあつたやうなことをおっしゃつたけれども、大臣は衆議院の審議の状態を御存じないで、おっしゃつたのだからと思つたので、深くおがめるつもりもありませんけれども、大臣ですらこの一月一日というのはどうもちょっと常識とは違つたやうな感想を持たれておるのですね。やっぱり法律の公布の日以後はいかぬという程度のこと常識じゃないかというふうな個人的な感じだけは表明されたのですが、やっぱりそれが私は正しいのではないかと思つたので、先ほど去年のうちに地方に対していろいろな機会に、一月一日以降の改正は認めぬのだというやうなことをPRされたというやうなお話ですけれども、これもどうもきわめて不明確なものでして、さつき最初に条例改正をしてもいいかどうかと聞いてきたところには、それはいかぬといつて返事をしたのだといふやうな話だつた。それからその次に、何かいろいろの問題についてどういふやうな趣旨の話をしたのだといふやうな話、少しはやけたやうなことで、さつきまた大臣は、市長会議のときにはさつき言つたはずだと、こういうやうな

お話なんです。が、一体どの程度のことを事前におやりにしたのか、その点を明確にお答え願ひたいと思ふ。

○政府委員(藤田義光君) 秋山委員の御発言、先ほどから拝聴して参りました。私もこれは端的に申し上げまして、純理論としては秋山委員の御発言の趣旨がよく了解できます。ただ自治省といたしましては、起債の問題や交付税の問題、非常に微妙な問題をかかえておられますので、なるべくこういう財政に關係した措置に關しましては、全国の自治体を平等に取り扱ひ、どろなわ式な措置をとつたやうな公共団体が得をする、こういう誤解のないやうな行政指導をすつとやうに参つております。したがつて、今回一月一日以降条例改正をやつたところが必ずしもどろなわとは私は考えませんが、特に秋山委員の御指摘のとおり、私の郷里もこれをやつておりました。個人的には一月一日以降の条例改正も認めたいやうが、私自身の選挙には有利なものであります。しかし、いろいろ現実の問題と、それから過去数回にわたつてこの制度を実現しようとした実績、あるいは昨年未の客観情勢からしまして、一応地方自治体としては常識的に、もうこれは来年になったら改正した条例がおそらくだめであるやうなことは想像したであらうと健全な自治体の理事者、あるいは組合の方の常識に私たちが期待いたしました。一応先ほど大臣も申されましたとおり、政府与党内におきましても、秋山委員と同様な発言が強力にありました。ありました。が、政府当局にいたしました。ありましたが、一歩退きました。一月一日で線を引こう。こういう法律案になりますと、

でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

ただいま議題となりました激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律案につきまして、提案の理由を御説明申し上げます。

政府は、第三十九国会において成立いたしました災害対策基本法を本年七月十日から施行いたしましたのであります。同法第七章におきまして、著しく激甚である災害が発生した場合における復旧事業等が適切に実施されるための地方公共団体に対する国の財政援助及び被災者に対する特別の助成措置について、別に法律を制定すべきこととされております。また、この法律は、できる限り激甚災害発生の特例法を制定することを避け、災害に対する国の負担制度の合理化をはかり、激甚災害に対する施策が円滑に講ぜられるようにすべきこととされております。

本法は、この災害対策基本法の規定の趣旨にのっとり、従来、激甚災害のつど個別に立法されて参りました各種の国の負担、補助等に関する特別法を総合的に考慮し、合理的かつ恒久的な制度を作ることを目的としたものであります。

すなわち、まず、国民経済に著しい影響を及ぼす災害であつて、その災害による地方財政の負担を緩和し、または被災者に対する特別の助成を行なう必要があるようなものが発生した場合には、政府は、中央防災会議に諮つて、これを激甚災害として指定し、以下に述べる措置のうち、その激甚災害に対して適用すべき措置を指定するこ

といたしてあります。この特別措置の内容といたしましては、第一に、公共土木施設、公立文教施設、社会福祉施設の災害復旧事業費等、地方公共団体の負担額を計算し、この地方負担額を当該団体の標準税率入と比較して、一定基準に該当するものにつきまして、超過累進的に負担を軽減するよう特別の財政援助を行なうこととしてあります。第二に、農林水産業関係につきましては、農地、農業用施設及び林道の災害復旧事業及び災害関連事業の地元負担を軽減するため、通常の補助のほか、負担が増大するに伴い超過累進的に補助ができることとするともに、農林水産業共同利用施設に対する補助の特例、開拓地の施設等に対する補助、天災融資法の特例、森林組合等の行なう排水事業に対する補助、土地改良区等の行なう排水事業の補助及び共同利用小型漁船建造費の補助につきまして、それぞれ、従来の災害特例立法に準じた措置を定めてあります。第三に、中小企業につきましては、中小企業信用保険法による災害関係保証の特例、中小企業振興資金等助成法による貸付金の償還期間の特例、事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助及び中小企業者に対する資金の融通に関する特例につきまして、それぞれ従来の災害特例立法と同様の措置を規定いたしてあります。最後に、以上の各種の措置のほか、公立社会教育施設及び私立学校施設の災害復旧事業に対する補助、私立学校振興会の業務の特例、市町村の施行する伝染病予防事業に関する負担の特

例、母子福祉資金に対する国の貸付の特例、水防資材費補助の特例、罹災者公営住宅建設事業に対する補助の特例、産業労働者住宅資金融通の特例並びに公共土木施設、公立学校施設及び農地、農業用施設等の小災害に関する起債の元利補助の特例を定めております。

以上がこの法律案の概要でございますが、この法律が施行されることによりまして、将来著しく激甚である災害が発生した場合におきましても、別に立法を要することなく以上の諸措置が発動されることとなり、災害復旧事業等の迅速かつ適切な執行が行なわれ、また災害を受けた地方公共団体等の経費の負担を適正ならしめるとともに、被災者の災害復興の意欲を振作することとができるものと確信いたしてあります。

なお、本年すでに発生している集中豪雨及び台風による災害をも考慮して、本法の附則において、昭和三十一年四月一日以後に発生した災害についてこの法律を適用することといたしてあります。

何とぞ、御審議の上、すみやかに御賛成下さいますようお願い申し上げます。

○委員長(石谷藏男) 続いて補足説明を聴取いたします。江守内閣総理大臣官房審議室長。

○政府委員(江守堅太郎君) ただいまの提案理由説明に對しまして若干の補足説明をさせていただきます。

これはプリントはお配りしてございません。ただこういった「激甚災害特例における超過累進方式」という横書きのプリントがお配りしてございませ

す。これを後ほど参照していただきたく思います。

この激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律案、これはただいまの提案理由にございましたように、災害対策基本法の規定の趣旨にのっとりまして、激甚災害に対処するための合理的かつ恒久的な制度を作ることを目的といたしてあります。すなわち国民経済に著しい影響を及ぼす災害が発生いたしました場合に、これを激甚災害と指定いたします。同時にその激甚災害に對しまして適用すべき措置を指定いたします。そうしてその災害による地方財政の負担を緩和し、あるいは被災者に対する特別の援助を行なうことといたしてあります。

この法案によりまして、まず第一にこの法案の第二章の關係でございしますが、公共土木施設災害復旧事業等に関する地方公共団体に対する特別の財政援助、それから次に、やはり第三章の關係でございしますが、被害を受けました農林水産業者等に対する特別の助成の措置、それから第三には、第四章の關係でございしますが、被害を受けました中小企業者等に対する特別の助成の措置、最後にその他諸般の災害関係の特例措置、これは第五章に規定してございます。このような四つの体系に区分しておる次第でございします。これらの各章に定められた措置のうち、従来の災害の特別立法による方式と特に異なる内容となっておりますのは、公共土木施設災害復旧事業費等に関する財政援助と、農地農業用施設災害復旧事業

費等に関する助成につきまして、これらにつきましては先ほど申し上げました資料によりまして御説明を申し上げたいと思ひます。

まず第一に、公共土木施設災害復旧事業費等に関する特別の財政援助の措置でございしますが、これは従来公共土木の災害復旧等につきまして、個々の災害の額に對しましてそれぞれ補助を定めておたという方式を改めまして特定のあるグループの事業対象につきましてこれを全部合算をする。それを合算いたしました後、それを地方の標準税率入との關係を見ながら、それぞれ

の区分に従つて特別超過累進の率を適用いたしまして、補助率を計算する。こういうような仕組みになっておるわけでございしますが、まず第一にこういう方式によりまして財政上の特別の措置をいたします事業対象といたしましては、そこに書いてございします「対象事業」というところに書いてござい

ますように、十三でございまして、公共土木施設災害復旧事業、公共土木施設災害関連事業、公立学校施設災害復旧事業、公営住宅等災害復旧事業、生活保護施設災害復旧事業、児童福祉施設災害復旧事業、精神薄弱者援護施設災害復旧事業、婦人保護施設災害復旧事業、伝染病予防事業、推積土砂排除事業、潜水排除事業、このようない十三の事業対象につきまして、これを合算をするという方法をとりまして、これを合算でございします。さらに法案の第三条の一項によりまして激甚団体として指定

政令に譲つてあるわけでございますが、その考え方をいたしましては、今申し上げましたような対象事業につきましては、地方負担額の合計額がそれぞれ団体の標準収入に對しまして、県におきましては二〇%以上、市町村にありましては一〇%をこえる、そういう団体を激甚地あるいは激甚市町村というふうに政令で指定をいたします。それから次に、そのように計算いたしました地方負担額の合計額を標準収入で割りました比率によりまして、下の表に書いてございますように、区分をいたしまして、そして、それぞれに超過累進率を適用するという事になっております。県で申しますと、そこに書いてありますように、一〇%から五〇%というものに対しては補助率五〇%、五〇%から一〇〇%に對しましては五五%、以下順次そのような仕組みで計算をいたしまして、六〇%以上のものについては九〇%というふうな計算を県に對して行なうということでございます。さらに、市町村につきましては、今の県と同様の刻み方によりまして五〇%から一〇%というものに対しては六〇%、以下順次四〇%以上のものに対しては九〇%というふうな、超過累進率の適用をして計算するということにいたしておるわけでありませう。このような計算をいたしました結果が実際の財政負担、あるいは各市町村に對する補助という問題等を見るときに、どういふふうになるかということでございますが、それは次の次の、二枚めくっていただきます。これは「公共災害備上額試算表」というものがございませう。これは昭和三十四年災害に對して試算をした

ものでございますが、県に對して申しますと、ここに六県としまして試算をいたしたわけでございますが、総額の結論を申し上げますと、三十四年災のときのかさ上げ額は二十四億七千六百万円、それを今申しました方法によつて試算をいたしますと二十七億八千四百万円という事になっております。それぞれの県に對して申しますと、三十四年災のときに受けました災害の態様がそれぞれ異なっております。関係もございまして、あるいはふえ、あるいは減るといふような関係になっておりますけれども、これはこの二つの数字を直接比べることが多少無理な点もございませう。大体のめどをいたしましては、国がどういふ補助をする際の国からの補助金、地方財政を緩和する程度のこと、いふものは三十四年災の当時よりもややよいといふふうな、私どもは考へております。

それから市町村のところでございますが、これは約二百八十三市町村に對して計算をしたものでございませう。これも三十四年災のときのかさ上げ額は十五億一千三百万、今回の計算によりまして十五億九千九百万という計算になっております。

それから法案の第三章の農林水産業に關する特別の助成の關係でございますが、農地及び農業用の施設の災害につきましては、激甚地の指定をこれまた政令でいたすことになっております。が市町村の地域につきましては、農業用施設災害復旧事業費及び農業用施設災害復旧事業の地元負担額の合計額を被害農家戸数で除した金額、つまり一戸当たりの地元負担額でございますが、一戸当たりの地元負担額が三万円

をこえます地域を激甚地として指定するということでございます。それから、それらに對してする超過累進のきざみ方といたしましては、今申しました一戸当たりの地元負担額一百万円から二百万円というものに対しては七〇%の補助、それから二百万円から六百万円までは八〇%の補助、六百万円をこえるものにつきましては九〇%の補助をする。このような超過累進率を適用する。このことでございます。

それから林道の災害でございますが、これも政令で激甚地の指定をいたしますが、その考え方は、林道の一メートル当たりの地元負担額——これは林道災害復旧事業及び林道災害復旧事業の地元負担額の合計額を、その被害の総延長メートルで割つたものでございませう。その一メートル当たりの地元負担額が百八十円をこえる地域を激甚地として指定する。そして超過累進率につきましては、そこに書いてございませう。そのようなきざみ方で、それぞれ七〇、八〇、九〇%という超過累進率を適用するということでございます。

このような超過累進率の適用をいたしました結果、地方団体はどのような負担になるかということが、次の「地元負担額の比較」というところに書いてございませう。一番左が一戸当たりの事業費でございますが、簡単に地元負担額の増減という点だけをございませう。その三つ目の欄が、従来の災害特別法によりました場合の地元負担額でございます。その次の次の欄が、今回の、今申し上げました計算をいたしましたときの地元負担額でございます。これを比較いたします

と、つまり△になっておりますところが、それだけ地元負担が軽くなるといふことでございます。ごらんいただきますように、一戸当たりの事業費が二十万円というところにつきましては、今回の措置によりまして一万一千四百二十一円、地元負担は軽くなるということでございます。

同様に、林道に對して見ても、今回の措置によりまして、地元負担は相当従来の措置よりも軽減されるものが多いといふことがおわかりいただけると思つた次第でございます。

このほかに、農林水産業共同利用施設災害復旧事業費に對する補助、それから開拓者施設及び水産動物養殖施設災害復旧事業費に對する補助、天災による被害農林漁業者等に對する資金融通の特例、共同利用小型漁船建造費の補助、こういったものは従来の個別立法に準じた措置を定めております。

次に、法案の第四章の、中小企業に關する特別の助成措置につきましては、大体その内容は従来の災害特別立法とはほぼ同様のものと考へております。中小企業信用保険の付保限度額に對して災害融資にかかる保険金額を通常の保険額とは別ワケで処理できる。また、事業協同組合等の共同利用施設災害復旧事業に對する特別の補助、中小企業振興資金等助成法による貸付金の償還期間の特例などの措置、こういった措置を講ずることによりましておるわけでございます。

最後に、第五章が、「その他の特別の財政援助及び助成」として規定しておりますものは、公立社会教育施設災害復旧事業費の補助、私立学校施設災

害復旧事業費の補助、母子福祉資金に關する国の貸付の特例、水防資材費の補助、罹災者に貸し付ける公営住宅建設費の補助等の特別措置のほかに、公共土木施設、公立学校施設、農地及び農業用施設等小災害復旧事業費に充てるための地方債に關する元利補給の措置等を、この章で定めております。これらの措置は、災害を受けた個人または法人に對する助成というものを目的として行なわれますものと、地方公共団体に對する補助ではあります。補助の目的あるいはその性質上、この法案の第二章で規定しております地方財政援助のためのプール合算方式による補助、そういったものは、なじみにくいといふものを、特別にはずして規定をいたしておるものでございませう。

以上が大体この法律案の提案理由につきまして、補足説明を申し上げるべき諸点でございます。

○委員長(石谷憲男君) 本案については本日の審査は、この程度にいたしたいと存じます。次会は明二十九日午前十時に開会いたします。本日はこれにて散会いたします。午後三時三十六分散会

八月二十五日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。
一、昭和三十七年度分の都道府県民税等の減額に關する臨時特例法案(衆)
昭和三十七年度分の都道府県民税等の減額に關する臨時特例法案

昭和三十七年度分の都道府県民税等の減額に関する臨時特例法

(趣旨)

第一条 この法律は、地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の根本的改正が行なわれるまでの応急的措置として、差し当たり昭和三十一年度分の個人の都道府県民税等の所得割の額につき、同法の特例を定めるものとする。

(定義)

第二条 この法律において「課税合計所得金額」とは、地方税法第三十五条第一項及び第二項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額をいう。

(道府県民税の減額)

第三条 市町村長(全部事務組合の管理者を含む。以下同じ)は、昭和三十一年度分の道府県民税の所得割に限り、課税合計所得金額が百万円以下のものである者については、その者の地方税法第三十五条から第三十七条までの規定を適用した場合の道府県民税の所得割の額に次の表の上欄に掲げるその者の課税合計所得金額に應ずる同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額をその者の当該年度分の所得割の額から減額するものとする。

その者の課税合計所得金額	率
三十万円以下である場合	百分の三十
三十万円をこえ、五十万円以下である場合	百分の二十

五十万円をこえ、七十万円以下である場合	百分の十五
七十万円をこえ、百万円以下である場合	百分の十

2 課税合計所得金額から前項の規定により減額された後の所得割の額を控除した額(以下この項において「控除後の所得金額」という)が、同項の表の同一率の適用を受ける課税合計所得金額の直近下位の課税合計所得金額の最高額(同項の規定を適用する場合において、課税合計所得金額に乗ずる率の区分が異なることとなる限界の金額としての三十万円、五十万円又は七十万円をいう)につき同項の規定を適用した場合における控除後の所得金額に満たないときは、その差額を同項の規定により減額されることとなる額に加算して減額するものとする。

3 前二項の規定により所得割の額から減額すべき金額が当該所得割の額をこえることとなる場合においては、当該所得割の額から減額すべき金額は、前二項の規定にかかわらず、当該所得割の額に相当する金額とする。

第四条 市町村長が前条の規定により減額の処分をする場合において、すでに徴収された所得割の額が当該処分により減額された後の所得割の額をこえることとなるときは、市町村長は、遅滞なく当該こえることとなる額に相当する額を還付しなければならない。

2 前項の規定により還付した金額は、地方税法第四十七条第一項第三号に規定する金額とみなして同法同条同項の規定を適用する。(都民税等についての準用)

第五条 この法律の規定は、都民税及び特別区民税について準用する。この場合において、都民税については第三条第一項中「道府県民税」とあるのは「都民税」と、前条第二項の規定により適用される地方税法第四十七条第一項中「道府県」とあるのは「都」と、同項第三号中「道府県民税」とあるのは「都民税」と、特別区民税については第二号中「第三十五条第一項及び第二項」とあるのは「第三百四十四条の三」と、第三条第一項中「市町村長」とあるのは「特別区長」と、「道府県民税」とあるのは「特別区民税」と、「その者の地方税法第三十五条から第三十七条までの規定を適用した場合の道府県民税の所得割の額」とあるのは「その者の地方税法第三百四十四条の三に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額にそれぞれ百分の二を乗じて得た額の合計額」と、前条第一項中「市町村長」とあるのは「特別区長」と読み替えるものとする。

(政令への委任) 第六条 この法律の施行に關し必要な事項は、政令で定める。

附則 (施行期日) 1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(所得税法の一部を改正する法律の一部改正) 2 所得税法の一部を改正する法律(昭和三十一年法律第四十四号)附則第二十二條第一項中「並びに改正法附則第五條」を「、改正法附則第五條並びに昭和三十一年度分の都道府県民税等の減額に関する臨時特例法(昭和三十一年法律第 号)」に改める。

(道府県たばこ消費税の特例) 3 昭和三十一年八月一日以後昭和三十一年二月二十八日までの各月において小売人又は国内消費用として直接消費者に売り渡される製造たばこについての地方税法第七十四條の二及びたばこ専売法(昭和二十四年法律第一百一十号)第三十四條第一項の規定(地方税法第一條第二項の規定により都に準用される場合を含む)の適用については、これらの規定中「百分の九」とあるのは「百分の十三・七」と読み替えるものとする。

本案施行に要する経費 本案施行による減収見込は、約百五億円である。

八月二十七日日本委員会に左の案件を付託された 一、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律案(第四十回国会内閣提出衆議院議院議案(査) 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律案 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律案)

目次 第一章 総則(第一條、第二條) 第二章 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助(第三條、第四條) 第三章 農林水産業に関する特別の助成(第五條、第十一條) 第四章 中小企業に関する特別の助成(第十二條、第十五條) 第五章 その他の特別の財政援助及び助成(第十六條、第二十四條) 附則 第一章 総則

第一条 この法律は、災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)に規定する著しく激甚である災害が発生した場合における国の地方公共団体に対する特別の財政援助又は被災者に対する特別の助成措置について規定するものとする。

(激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定) 第二条 国民経済に著しい影響を及ぼし、かつ、当該災害による地方財政の負担を緩和し、又は被災者に対する特別の助成を行なうことが特に必要と認められる災害が発生した場合に、当該災害を激甚災害として政令で指定するものとする。

2 前項の指定を行なう場合には、次章以下に定める措置のうち、当該激甚災害に対して適用すべき措置

5 激甚災害に係る前条第一項第五号、第六号及び第九号に掲げる事業のうち、地方公共団体以外の者が設置した施設に係る事業については、国は、政令で定めるところにより、当該施設の設置者に交付すべきものとして、当該施設の災害復旧事業費の十二分の一に相当する額を当該施設の所在する都道府県又は指定都市に交付するものとする。

6 第一項から第三項までの規定により国が交付等を行なう特別財政援助額の交付等の時期その他当該特別財政援助額の交付等に関し必要な事項は、政令で定める。

第三章 農林水産業に関する特別の助成

(農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置)

第五条 激甚災害を受けた政令で定める地域における当該激甚災害に係る農地、農業用施設若しくは林道の災害復旧事業（農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和二十五年法律第六十九号）以下「暫定措置法」という。）の適用を受ける災害復旧事業をいう。以下この条において同じ。又は当該農業用施設若しくは林道の災害復旧事業に係る災害関連事業（当該災害復旧事業の施行のみでは再度災害の防止に十分な効果が期待できないと認められるため、これと合併して行なう必要がある農業用施設又は林道の新設又は改良に関する事業をいう。以下この条において同じ。）に

ついては、国は、都道府県に対して、災害復旧事業にあつては暫定措置法第三条第一項の規定による補助、災害関連事業にあつては通常の補助のほか、予算の範囲内において、次に掲げる経費を補助することができる。

一 都道府県が行なう災害復旧事業又は災害関連事業に要する経費の一部

二 都道府県以外の者の行なう災害復旧事業又は災害関連事業につき、都道府県が当該事業を行なうものとした場合においてこの条の規定により補助を受けるべき額を下らない額による補助をする場合におけるその補助に要する経費（その額をこえて補助する場合には、そのこえる部分の補助に要する経費を除いた経費）の全部

2 前項第一号の規定により国が行なう補助の額は、当該災害復旧事業又は当該災害関連事業に要する経費の額（災害復旧事業にあつては暫定措置法第三条第一項の規定による補助、災害関連事業にあつては通常の補助の額に相当する部分の額を除く。）のうち政令で定める額に相当する部分の額を政令で定めるところにより区分し、その区分された部分の額にそれぞれ十分の九の範囲内において政令で定める率を乗じて得た額を合算した額とする。

3 前二項の規定により国が補助する額の交付に関し必要な事項は、政令で定める。

(農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例)

第六条 激甚災害を受けた暫定措置法第二条第四項に規定する共同利用施設のうち、政令で定める地域内の施設については、暫定措置法第二条第六項及び第七項中「十万円」とあるのは、「三万円」と、同法第三条第二項第五号中「十分の二」とあるのは「十分の四」（当該事業費のうち政令で定める額に相当する部分については、十分の九）とし、その他の地域内の施設については、同号中「十分の二」とあるのは、「十分の三」（当該事業費のうち政令で定める額に相当する部分については、十分の五）とする。

第七条 国は激甚災害を受けた政令で定める地域において、当該激甚災害を受けた次に掲げる施設（暫定措置法第二条第一項に規定する農業用施設又は同条第四項に規定する共同利用施設に該当するものを除く。）の災害復旧事業であつて施設ごとの工事の費用が三万円以上のもに要する経費につき、都道府県が十分の九（第三号に掲げる施設については、十分の九の範囲内）で政令で定める率。以下この条において同じ。）を下らない率による補助をする場合には、予算の範囲内において、当該都道府県に対し、その補助に要する経費（都道府県が十分の九をこえる率による補助をする場合には、そのこえる部分の補助に要する経費を除いた経費）の全部を補助することができる。

た経費）の全部を補助することができる。

一 開拓者の住宅、農舎その他政令で定める施設

二 開拓者の共同利用に供する施設で政令で定めるもの

三 水産動植物の養殖施設で政令で定めるもの

（天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例）

第八条 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（昭和三十年法律第三百三十六号）以下「天災融資法」という。第二条第一項の規定による天災が激甚災害として指定された場合における政令で定める都道府県の区域に係る当該天災についての同法の適用については、同法第二条第四項第一号中「十五万円（北海道にあつては二十万円、漁具の購入資金として貸し付けられる場合は二十万円）」とあるのは、「二十万円（北海道にあつては二十五万円、政令で定める経営資金として貸し付けられる場合は五十万円、漁具の購入資金として貸し付けられる場合は一千万円）」とし、同項第二号中「五年」とあるのは、「五年（政令で定める経営資金については七年）」とする。

2 天災融資法第二条第三項の規定による天災が激甚災害として指定された場合における政令で定める都道府県の区域に係る当該天災についての同法の適用については、同法第二条第七項中「五百万円（連

合会に貸し付けられる場合は一千万円）」とあるのは、「二千万円（連合会に貸し付けられる場合は一千万円）」以内で政令で定める額」とする。

（森林組合等の行なう堆積土砂の排除事業に対する補助）

第九条 国は、激甚災害を受けた政令で定める区域において森林組合その他政令で定める者が施行する政令で定める林業用施設に係る堆積土砂の排除事業の事業費につき、都道府県が三分の二を下らない率による補助をする場合には、予算の範囲内において、当該都道府県に対し、その補助に要する経費（都道府県が三分の二をこえる率による補助をする場合には、そのこえる部分の補助に要する経費を除いた経費）の全部を補助することができる。

（土地改良区等の行なう湛水排除事業に対する補助）

第十条 国は、激甚災害を受けた政令で定める区域において土地改良区又は土地改良区連合が政令で定めるところにより湛水の排除事業を施行する場合において、その事業費につき、都道府県が十分の九を下らない率による補助をするときは、予算の範囲内において、当該都道府県に対し、その補助に要する経費（都道府県が十分の九をこえる率による補助をする場合には、そのこえる部分の補助に要する経費を除いた経費）の全部を補助することができる。

（森林組合等の行なう堆積土砂の排除事業に対する補助）

第九条 国は、激甚災害を受けた政令で定める区域において森林組合その他政令で定める者が施行する政令で定める林業用施設に係る堆積土砂の排除事業の事業費につき、都道府県が三分の二を下らない率による補助をする場合には、予算の範囲内において、当該都道府県に対し、その補助に要する経費（都道府県が三分の二をこえる率による補助をする場合には、そのこえる部分の補助に要する経費を除いた経費）の全部を補助することができる。

(共同利用小型漁船の建造費の補助)

第二十一条 国は、激甚災害に係る小型漁船の被害が著しい政令で定める都道府県が、漁業協同組合の必要とする共同利用小型漁船建造費につき、当該漁業協同組合に対し、三分の二を下らない率による補助をする場合には、予算の範囲内において、当該都道府県に対し、その補助に要する経費(都道府県が三分の二をこえる率による補助をする場合には、そのこえる部分の補助に要する経費を除いた経費)の二分の一を補助することができる。

2 前項の共同利用小型漁船建造費とは、政令で定める要件に該当する漁業協同組合が、政令で定める小型漁船で激甚災害を受けたもの(沈没、滅失その他政令で定める著しい被害を受けたものに限る)を激甚災害の発生の際に所有し、かつ、その営む漁業の用に供していた組合員の共同利用に供するため、政令で定めるところにより小型の漁船を建造するために要する経費をいうものとする。

第四章 中小企業に関する特別の助成

(中小企業信用保険法による災害関係保証の特例)

第十二条 中小企業信用保険法(昭和二十五年法律第二百六十四号)第三条第一項の保険関係であつて、災害関係保証(政令で定める日までに行なわれた次の各号に掲げる者の事業(第二号に掲げる者にあつては、その直接又は間接の

構成員たる第一号に掲げる者の事業)の再建に必要な資金に係る同項に規定する債務の保証をいう。以下この条において同じ。)を受けた当該各号に掲げる者に係るものについての同法第三条第一項、第五項、第六項及び第七項の規定の適用については、同条第一項中「保険価額の合計額が」とあるのは「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第十二条第一項に規定する災害関係保証(以下この条において「災害関係保証」という。)に係る保険関係の保険価額の合計額」とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ」と、「その合計額が」とあるのは「災害関係保証に係る保険関係の保険価額の合計額」とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ」と、同条第五項中「債務の保証をしたときは」とあるのは「債務の保証をしたときは、災害関係保証及びその他の保証ごとに」と、同条第六項中「当該保証をした」とあるのは「災害関係保証及びその他の保証ごとに、それぞれ当該保証をした」と、同条第七項中「債務の保証をした場合において」とあるのは「債務の保証をした場合において、災害関係保証及びその他の保証ごとに」とする。

一 政令で定める地域内に事業所を有し、かつ、激甚災害を受けた中小企業者及び中小企業者等協同組合その他の主として中小規模の事業者を直接又は間接の構成員とする団体

二 中小企業等協同組合その他の主として中小規模の事業者を直接又は間接の構成員とする団体であつて、その直接又は間接の構成員のうちに前号に掲げる者を含むもの

2 中小企業信用保険法第三条第一項の保険関係であつて、災害関係保証に係るものについての同条第二項及び同法第五条の規定の適用については、これらの規定中「百分の七十」とあるのは、「百分の八十」とする。

(中小企業振興資金等助成法による貸付金の償還期間の特例)

第十三条 都道府県は、中小企業振興資金等助成法(昭和三十一年法律第十五号)第三条第一項に規定する貸付に係る貸付金であつて、激甚災害を受けた者で政令で定めるものが当該災害を受ける以前に貸付けを受けたものについては、同法第五条の規定にかかわらず、その償還期間を二年をこえない範囲内において延長することができる。

(事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助)

第十四条 国は、都道府県が、激甚災害を受けた事業協同組合、事業協同小組合若しくは協同組合連合会又は商工組合若しくは商工組合連合会の倉庫、生産施設、加工施設その他の共同施設であつて政令で定めるものの災害復旧事業に要する経費につき四分の三を下らない率により補助する場合には、当該都道府県に対し、予算の範囲内において、当該補助に要する経費

(都道府県が四分の三をこえる率による補助をする場合には、そのこえる部分の補助に要する経費を除いた経費)の三分の二を補助することができる。

(中小企業者に対する資金の融通に関する特例)

第十五条 商工組合中央金庫は、次の各号に掲げる者に対して、その事業(第二号に掲げる者にあつては、その直接又は間接の構成員たる第一号に掲げる者の事業)の再建に必要な資金を政令で定める日までに貸し付ける場合には、第一号に掲げる中小企業者に対する貸付金にあつては一人につき百万円を、同号に掲げる団体に対する貸付金にあつては一団体につき三百万円を、第二号に掲げる団体に対する貸付金にあつてはその直接又は間接の構成員たる第一号に掲げる者(当該貸付金の転貸を受ける者に限る)一人につき百万円をそれぞれこえない範囲内において政令で定める額を限度として年六分五厘の利率により貸し付けるものとし、国は、必要と認める場合には、政令で定めるところにより、当該貸付けにつき、貸付け後三年間を限り利子補給金を支給する旨の契約を商工組合中央金庫と結ぶことができる。

一 政令で定める地域内に事業所を有し、かつ、激甚災害を受けた中小企業者及び中小企業等協同組合その他の主として中小規模の事業者を直接又は間接の構成員とする団体で政令で定めるもの

二 中小企業等協同組合その他の主として中小規模の事業者を直接又は間接の構成員とする団体であつて、その直接又は間接の構成員のうちに前号に掲げる者を含むもの

第五章 その他の特別の財務援助及び助成

(公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助)

第十六条 国は、激甚災害を受けた公立の公民館、図書館、体育館その他の社会教育(社会教育法(昭和二十四年法律第二百七号)第二条に規定する社会教育をいう。)に関する施設であつて政令で定めるものの建物、建物以外の工作物、土地及び設備(以下次項及び次条において「建物等」という。)の災害の復旧に要する本工事費、附帯工事費(買取その他これに準ずる方法により建物を取得する場合にあつては、買取費)及び設備費(以下次項及び次条において「工事費」と総称する)並びに事務費について、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、その三分の二を補助することができる。

2 前項に規定する工事費は、当該施設の建物等を原形に復旧する場合において当該建物等の従前の場合に復旧することが不可能な場合にあっては、当該建物等の従前の効用を復旧するための施設をすること及び原形に復旧することが著しく困難であるか又は不適当である場合において当該建物等に代わるべき必要な施設をすることを含むものとして算定するものとする。この場合において、設備費の

算定については、政令で定める基準によるものとする。

3 国は、政令で定めるところにより、都道府県の教育委員会が文部大臣の委任に基づいて第一項の補助の実施に関する事務を行なうために必要な経費を都道府県に交付するものとする。

(私立学校施設災害復旧事業に対する補助)

第十七条 国は、激甚災害を受けた私立の学校(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校をいう。以下同じ)の用に供される建物等であつて政令で定めるもの(以下次条において「被災私立学校施設」という)の災害の復旧に要する工事費及び事務費について、当該私立の学校の設置者に対し、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、その二分の一を補助することができ

2 前条第二項及び第三項の規定は、前項の規定により国が補助する場合について準用する。この場合において、同条第二項中「当該施設の建物等」とあるのは、「当該私立の学校の用に供される建物等」と、同条第三項中「都道府県の教育委員会」とあるのは「都道府県知事」とそれぞれ読み替えるものとする。

3 私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十号)第五十九条第三項から第六項までの規定は、第一項の規定により国が補助する場合について準用する。この場合において、同条第三項第三号及び第六項

中「役員」とあるのは、学校法人以外の私立の学校の設置者については、「職員」と読み替えるものとする。

(私立学校振興会の業務の特例)

第十八条 私立学校振興会は、私立学校振興会法(昭和二十七年法律第十一号)第二十二條第一項及び第二項の規定による業務を行なうほか、学校法人(同法附則第十一項の規定により民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四條の法人を含むものとされる学校法人をいう)以外の私立の学校の設置者に対する被災私立学校施設の災害の復旧に必要な資金の貸付業務を行なうことができる。

2 私立学校振興会法第二十五条及び第二十八条の規定は、前項の規定による貸付業務について準用する。

(市町村が施行する伝染病予防事業に関する負担の特例)

第十九条 特定地方公共団体である市町村(指定都市を除く)が激甚災害のため伝染病予防事業に關して行なつた伝染病予防法第二十一条の支弁(同条第一項第四号に規定する施設)についての災害の復旧に要する費用及び同法第十九条第二項に關する諸費を除く)については、同法第二十四条中「三分ノ二」とあるのは「企額」と、同法第二十五条第一項中「三分ノ二」とあるのは「三分ノ二」と読み替えて、それぞれ同法第二十四条又は第二十五条第一項の規定を適用する。

(母子福祉資金に関する国の貸付けの特例)

第二十条 特定地方公共団体である都道府県(指定都市を含む。以下この条において同じ)に対し、国が母子福祉資金の貸付等に関する法律(昭和二十七年法律第三百五十号。以下この条において「貸付法」という)によつて貸し付ける金額は、激甚災害を受けた会計年度(以下この条において「被災年度」という)及びその翌年度に限り、同法第十三条第一項の規定にかかわらず、同項の規定によつて貸し付けるものとされる金額と、当該都道府県が当該災害による被害を受けた者(以下この条において「被災者」という)に対する貸付金の財源として特別会計に繰り入れる金額との合計額に相当する金額とする。

2 前項の都道府県が被災年度の翌年度の末日までに被災者に対し貸し付けた金額が、当該都道府県が被災年度及びその翌年度において被災者に対する貸付金の財源として特別会計に繰り入れた金額の四倍に相当する金額に満たないこととなつた場合には、当該都道府県は、被災年度の翌年度において、その満たない額の八分の一に相当する金額を特別会計に繰り入れ、又はその満たない額の四分の一に相当する金額を国に償還しなければならない。

3 前項の規定により都道府県が特別会計に繰り入れなければならない金額については、貸付法第十三条第一項の規定は、適用しない。

(水防資材費の補助の特例)

第二十一条 激甚災害であつて政令で定める地域に発生したものに關し、都道府県又は水防法(昭和二十四年法律第九十三号)第二条第一項に規定する水防管理団体が水防のため使用した資材に關する費用で政令で定めるものについては、国は、予算の範囲内において、その費用の三分の二を補助することができる。

(被災者公営住宅建設事業に対する補助の特例)

第二十二条 国は、地方公共団体が激甚災害を受けた政令で定める地域にあつた住宅であつて当該激甚災害により滅失したものにその災害の当時居住していた者に貸付するため第二種公営住宅を建設する場合に、公営住宅法第八条第一項の規定にかかわらず、予算の範囲内において、その費用の四分の三を補助することができる。ただし、当該災害により滅失した住宅の戸数の五割に相当する戸数をこえる分については、この限りでない。

2 前項の規定による第二種公営住宅の建設に要する費用については、国の補助金額の算定については、公営住宅法第七条第三項の規定を準用する。

(産業労働者住宅建設資金融通の特例)

第二十三条 住宅金融公庫は、激甚災害を受けた政令で定める地域にあつた産業労働者住宅その他の住宅であつて当該激甚災害により滅失したものにその災害の当時居住

していた産業労働者の居住の用に供するため政令で定める日から二年内に住宅を建設しようとする事業者で、主務大臣の定める条件に該当し、かつ、当該激甚災害により産業労働者住宅又は事業場に著しい損害を受けたものに対し、産業労働者住宅資金融通法(昭和二十八年法律第六十三号)第七条の規定により必要な資金を貸し付ける場合において、当該事業者が当該災害のため同法第九条第一項の償還期間内に償還することが困難な状況にあると認めるときは、同項の規定にかかわらず、同項の規定による償還期間(すえおき期間を含む)を三年以内延長し、かつ、貸付けの日から起算して三年以内のすえおき期間を設けることができる。

(公共土木施設、農地及び農業用施設等小災害に係る地方債の元利補給等)

第二十四条 激甚災害を受けた地方公共団体が政令で定める地域において施行する当該災害によつて必要を生じた公共土木施設及び公立学校施設に係る災害復旧事業のうち、公共土木施設に係るものについては、一箇所の工事の費用が都道府県及び指定都市にあつては十万元以上十五万円未満、その他の市町村にあつては五万円以上十万円未満のもの、公立学校施設に係るものについては、一学校ごとの工事の費用が十万円をこえるもの(公立学校施設災害復旧費用庫負担法第三条の規定による国の負担のないものに限る)の費用に充て

るため発行が許可された地方債については、国は、毎会計年度、当該年度分の元利償還金のうち政令で定める額に相当する金額の地方債元利補給金を当該地方公共団体に交付するものとする。

2 激甚災害を受けた地域で農地その他の農林水産施設に係る被害の著しいものを包括する市町村のうち政令で定めるもの（以下この項において「被災市町村」という。）が施行する農地、農業用施設又は林道に係る災害復旧事業のうち、一箇所の工事の費用が三万円以上十万円未満のもの、事業費に充てるため、農地に係るものにあつては当該事業費の百分の五十、農業用施設又は林道に係るものにあつては当該事業費の百分の六十五に相当する額の範囲内（被災市町村の区域のうち政令で定めるところにより特に被害の著しい地域とされる地域にあつては、当該事業費のうち政令で定める部分については百分の九十の範囲内において政令で定める率に相当する額の範囲内）で発行が許可された地方債については、国は、毎会計年度、当該年度分の元利償還金のうち政令で定める額に相当する額の地方債元利補給金を当該市町村に交付するものとする。

3 前二項の地方債は、資金事情の許す限り、国が、資金運用部資金又は簡易生命保険及郵便年金特別会計の積立金（以下次項において「政府資金」という。）をもつてその全額を引き受けるものとする。

4 第一項又は第二項に規定する地方債を政府資金で引き受けた場合における当該地方債の利息の定率及び償還の方法並びにこれらの規定による地方債元利補給金の交付に關し必要な事項は、政令で定める。

附 則

この法律は、公布の日から施行し、昭和三十七年四月一日以後に発生した災害について適用する。

昭和三十一年九月十日印刷

昭和三十一年九月十一日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局